第1章 基本的事項

1. はじめに

本県では、様々な環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保していくために、環境保全のための基本理念と県、市町村、事業者、県民の責務などを明らかにした「島根県環境基本条例」を平成9年に制定しました。また、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画として、平成11年2月に「島根県環境基本計画」を策定し環境保全の取組を進めてきました。

平成18年3月には湖沼の水質改善、循環型社会の構築、地球温暖化*防止活動の強化などを 一層推進するため、一部見直しを行ったところです。

これまでの取組により、河川の水質や大気環境の改善など一定の成果が現れる一方で、産業廃棄物[®]最終処分量の増加や湖沼の環境基準[®]が達成されていないなど、今後ますます力を入れていかなければならない課題も明らかになっています。また、地球環境という空間的広がりと将来の世代に影響を及ぼすという時間的な広がりとを併せ持つ地球温暖化[®]は急速に進んでおり、地球の生態系への影響、異常気象の発生頻度や強度の増大など人の健康や経済社会に深刻な影響が予想されています。この他、技術の発達や人口の急増により地球資源の有限性が明らかとなりつつある今日、環境に配慮した経済活動や消費活動は長期的には経済の持続的な発展のために欠くことのできないものとなっています。

こうした、今日の環境問題の多くは、私たち一人ひとりが被害者であると同時に加害者でもあるように複雑・多様化しています。環境問題を克服するため、人の活動が環境に大きな負荷を与えていることを私たち一人ひとりが十分認識し、ライフスタイルをはじめ、産業経済活動や地域づくりなどあらゆる分野において、環境の視点を取り入れることが不可欠です。さらに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、県民、事業者、NPO等、行政などの各主体が一体となって取り組んでいかなければなりません。

これらの状況を踏まえて、持続的に発展する活力ある島根が実現できるよう新たな計画を策 定することとしました。

⁽注)本計画において「NPO 等」とは、NPO 法人や市民活動団体、地縁団体、社団法人など公益団体を含んだすべての民間非営利活動団体を指します。

2. 環境をめぐる動き

2-1. 国内の動き

平成18年3月の旧計画改訂以降の国内の動きを見ると、平成18年に国の「第三次環境基本計画」が策定され、第二次計画の課題を踏まえながら、環境保全に取り組みつつ、それらが経済的に評価されることを推進するため、「環境と経済の好循環」などが盛り込まれました。

自然環境について

自然環境に関しては、生物多様性*の保全と持続可能な利用を推進するため生物多様性基本 法が制定されました。また、平成22年には愛知県名古屋市を会場として「生物多様性条約第 10回締約国会議(COP10)」が開催され、生物多様性の損失速度の減少に向けた国際的な枠組み についての検討が行われました。

地球温暖化問題について

2008 (平成 20) 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」「エネルギーの使用の合理化に関する法律」**を改正し、国への温室効果ガス**排出量報告義務の対象となる事業者の範囲を拡大するなど、積極的な地球温暖化対策を推進しています。また、2009 (平成 21) 年に鳩山内閣総理大臣(当時)が2020 (平成 32)年までに1990 (平成 2)年対比で温室効果ガスを25%削減することを宣言し、「チャレンジ25*」の推進、新エネルギー導入補助制度実施などが行われてきました。

循環型社会の構築について

循環型社会*の構築に関しては、3R*(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、「容器包装リサイクル法」の改正や「新ゴミゼロ国際化行動計画」の策定などが行われ、小売店におけるレジ袋の無料配布の中止などが全国的に広がっています。また、国の「第二次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、国の循環型社会形成に向けた施策の方針が示されました。

国の第三次環境基本計画等において示されたとおり、国は、環境分野を新たな経済成長の柱ととらえ、低炭素社会*、循環型社会の構築を進めようとしています。これまでの社会構造、経済構造を大きく変えていくことが求められています。

2-2. 県内の動き

本県では、平成19年度に策定した「島根総合発展計画」において、島根が目指すべき将来像に「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げるとともに、基本目標に「活力あるしまね」「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」の3つを設定し、総合的かつ計画的な島根県の地域づくりを推進しているところです。

島根県環境基本計画は、「島根総合発展計画」を環境の側面から具体化するものであり、国の取組との整合を図りながら、個別計画に基づきつつ、環境保全施策を推進してきました。

自然環境について

自然環境については、島根県を代表する地域資源であり、ラムサール条約^{*}湿地に登録された宍道湖・中海の水環境保全に向けた「第 5 期湖沼水質保全計画」の策定や「KODOMO ラムサール全国湿地交流(中海・宍道湖)」の開催などに取り組むとともに、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、生物多様性の確保などを推進してきました。

地球温暖化問題について

地球温暖化問題については、島根県地球温暖化推進協議会を中心として「しまね CO_2 ダイエット作戦」など、家庭、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできました。また、地球温暖化対策として期待される新エネルギー*は、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定するとともに、「島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業」により、県民・事業者の新エネルギー導入に向けた経済的支援を行ってきました。

循環型社会の構築について

循環型社会の構築については、「島根県分別収集促進計画」や「島根県資源循環型技術開発補助事業」などにより、一般廃棄物*及び産業廃棄物の適正処理、再生利用など 3R を推進してきました。

今後も、県民に最も近い立場である市町村と県との連携を深めるとともに、環境保全の主役となる県民・事業者・NPO等との協働により、本県の美しい自然を守り、育て、活用していくことが求められます。

⁽注)本計画において「協働」とは、行政と各主体が、共通の目的を達成するために、お互いの特性を認識、 尊重し合い意思の疎通を図りながら協力、協調する関係及びその過程をいいます。

3. 環境の現状と課題

3-1.環境指標など環境の現状

旧計画策定時・改訂時と最新の環境指標とを比較すると、大気環境や土壌等の環境が良好に 維持されています。また、河川や海域の水質が改善されつつあります。

一方、産業廃棄物最終処分量の増加や湖沼の環境基準が達成されていないなどの項目もあり、 引き続き改善に向けた努力が必要です。

3-2.旧計画に掲げる重点プロジェクトの達成状況

旧計画においては、4つの基本目標のもとに18の施策区分を設け、特に重要と考えられる施 策等については、8つの重点プロジェクトを設け67項目の目標を設定し重点的に取り組んでき ました。

8 つの重点プロジェクトごとに進捗をまとめると下表のとおりとなります。評価項目の数に ばらつきがあるため一概にはいえませんが、全体平均 2.31 より点が小さいプロジェクトは相 対的に進捗が遅れているという見方ができます。

	(A)		(B)評価	(配点)	項數×評価点	(D) = (C) / (A)	
重点プロジェクト	項目	◎=3 点	○=2 点	△=1 点	×=0 点	=(C)総得点	平均点
1. きよらかな水環境保全	8	4	4	0	0	20	2. 50
2. 安全・安心確保に向け た化学物質の管理推進	8	6	2	0	0	22	2. 75
3. しまね循環型社会推進	12	3	9	0	0	27	<u>2. 25</u>
4. 循環型社会を構築する 環境関連産業振興	2	1	0	0	1	3	<u>1.50</u>
5. 自然と共生する島根 ふれあい四季空間創造	16	5	5	5	1	30	1.88
6. 恵み豊かな森林・農地 の保全と活用	5	3	2	0	0	13	2. 60
7. 地球を守るしまね地球 温暖化防止	7	3	3	1	0	16	<u>2. 29</u>
8. みんなで取り組む島根の環境づくり推進	9	7	1	1	0	24	2. 67
合 計	67	32	27	7	2	155	2. 31

「循環型社会を構築する環境関連産業振興」「自然と共生する島根ふれあい四季空間創造」「しまね循環型社会推進」「地球を守るしまね地球温暖化防止」が平均点を下回っています。

環境指標や重点プロジェクトの達成状況から見えてきた課題として、人と自然とのふれあいの場の確保、宍道湖・中海など湖沼の水質改善、地球温暖化対策の取組の推進、産業廃棄物処理の取組など循環型社会の推進、環境関連産業の振興があげられ、今後は、これらに重点をおいた施策展開が必要です。

(注)本計画において環境関連産業とは、環境負荷の低減に寄与する製品やサービスを提供する産業だけでなく、環境に配慮した生産活動や事業活動を行うものも含みます。

3-3.県民・事業者・環境活動団体の環境に対する意識

県民・事業者・環境活動団体を対象として実施したアンケート調査結果のまとめを以下に示します。

対象	調査項目	環境に対する意識				
県民	関心・重要性 (影響力)	 多くの県民が環境問題に関心を持っている一方で、10%程度は大きな問題としては捉えておらず、また、20%程度は日常生活が地球環境に及ぼす影響を許される範囲であると考えています。 大部分の県民が、地球的規模の環境問題として最も重要なものを「地球温暖化問題」と考えています。 大部分の県民が、自然とのふれあいを増やしたい、または維持したいと望んでいます。 普段の生活の中で最も関心がある問題は「家庭ごみの減量化・リサイクル」であり、今後の推進を強く求めています。 				
	満足度	現在住んでいる環境の満足度として、「川・湖・海のきれいさ」を最も 高く評価しています。				
	快適さ	周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さとして、最も 重要なものを「川・湖・海のきれいさ」と考えています。				
	悪化要因	・ 「空き缶や吸殻などが散乱している道路や公園」を、周辺環境を悪くる最も大きな要因としてあげています。				
	購入条件	再生製品を購入するための条件としては、「価格」よりも「品質」を求めています。				
	関連性	・ 半数以上が、環境保全の取組と経済発展との関連性を意識しています。				
事業者	関心・重要性 (影響力)	 ・ 大部分の事業者が環境問題に関心を持っていますが、20%程度は、まだそれほど大きな問題ではないと捉えています。 ・ 25%の事業者は、企業活動の環境への影響について、地球の自浄可能範囲であると考えています。 				
	位置付け	・ 70%の事業者が、環境への取組を「社会貢献のひとつ」と考えています。				
	事業化状況	・ 環境への取組を「ビジネスチャンス」と捉える事業者が多く、既に 15% が事業化に取り組み、20%が事業化の検討をしています。				
	消費者意識	・ 環境に配慮した企業経営が、消費者の購買意欲や信頼感の醸成につなが ると考えています。				
環境活動団体	活動状況	・ 半数程度の団体が、環境学習などの普及啓発活動に取り組んでいます。・ 地球温暖化防止活動に取り組む団体が増加しています。・ 多くの活動団体が、行政や他団体と連携した取組を行っています。				
	課題	・ 活動を実施するうえで、「運営費」と「人材」の不足が課題です。				

3-4.島根県の環境が抱える課題

重点プロジェクトの達成状況、環境指標の推移、県民や事業者等の環境に対する意識調査の結果を踏まえて、今後、施策の強化が特に必要と考えられる課題は次のとおりです。

自然とのふれあいの場の充実

本県は、我が国最大の汽水域である宍道湖・中海や、隠岐諸島及び三瓶山などの国立公園をはじめ、海岸線における自然海岸率の高さなど全国に誇れる豊かな自然環境を有しています。

豊かな自然は、ふれあう人に潤いや安らぎを与えてくれるものであり、多くの県民が、自然 とのふれあいを増やしたい、または維持したいと考えています。

自然環境を適正に保全・活用するとともに、それらとふれあうことのできる場を充実させ、 県民の豊かな生活を支援することが求められます。

水環境の保全

湖沼(宍道湖・中海・神西湖)の水質については、負荷削減の取組が進み水質に改善の見られる流域もあるものの、環境基準を達成していません。

県民の多くが、水環境のきれいさが、周辺環境の良し悪しを決定付けると考えており、水質が改善傾向にある河川や海域の水質を維持・保全するとともに、特に湖沼については重点的な水質改善に取り組むことが求められます。

また、ラムサール条約登録湿地である宍道湖・中海については、周辺地域を含め古代から受け継がれてきた豊かな環境を将来へ引き継ぐため、県民、事業者、NPO等、行政が一体となり自然環境を保全するとともに、「賢明な利用*」の推進に向けた取組を進める必要があります。

地球温暖化対策

地球温暖化問題は、国境を越えた問題であるとともに、世代を超えた問題です。

国は、2020 (平成32) 年までに、1990 (平成2) 年対比で温室効果ガスを25%削減することを表明しています。しかし、本県の二酸化炭素排出量は、2007 (平成19) 年度時点で1990 (平成2) 年度対比25.4%増加しています。

25%削減を達成するためには、県民一人ひとりが身近な取組を確実に推進することはもとより、公共交通網の大胆な見直しや新技術の導入など、抜本的かつ革新的な取組を推進し、低炭素社会への転換を図ることが求められます。

多くの県民が、地球規模の環境問題として最も重要なものに、地球温暖化問題を挙げています。「島根県地球温暖化対策協議会」の活動など、県民、事業者、NPO等、行政が連携して地球温暖化対策を推進する必要があります。

循環型社会の構築

ごみ問題に対する県民の意識は高く、「家庭ごみの減量化・リサイクル」は、日常生活の中で最も関心がある問題だと考えられています。

廃棄物は、日常生活や事業活動を通じて必ず排出されるものであることから、本県において も 3R の確実な推進を目指して取り組んできたところです。その結果、一般廃棄物、産業廃棄 物ともに、その排出量については減少傾向にあるところですが、産業廃棄物の最終処分量や再 資源化に向けた取組については目標としていたような成果が得られていません。

「第2期しまね循環型社会推進計画」に基づき、ごみそのものを出さない取組、再使用する 取組、再生利用する取組を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

環境と経済の両立

国では、第三次環境基本計画に、環境保全の取組を経済的に評価する仕組みの構築を盛り込み、エコポイントをはじめとした、環境行動を具体的なメリットで評価する取組を積極的に推進しています。また、環境関連産業を、今後の重要な成長分野のひとつと位置づけ、技術開発や研究等に注力しています。

本県では、既に環境ビジネスに取り組んでいる企業があり、今後、取り組もうと検討している企業もかなりあります。こうした企業を支援することにより環境関連産業の振興・創出を図り、環境保全と産業の活性化を両立させることが求められます。

4. 計画の基本理念

環境保全に取り組む本県の基本的方向や決意として、本計画の基本理念を以下のとおりとします。県民・事業者・NPO等・行政など各主体共通の基本理念として設定することにより、一体感ある取組の推進を目指します。

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして

私たちは、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、人と自然が織りなす豊かな環境の恵みを受けて、今日のふるさと島根を築いてきました。

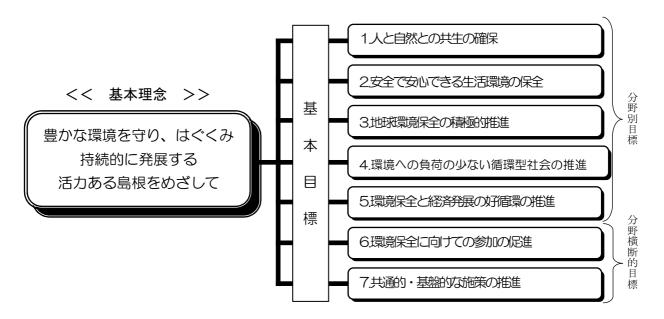
これらのかけがえのない豊かな環境を、将来にわたって県民が享受できるように守り、はぐ くんでいくことが必要です。

また、持続的に発展する社会をめざすためには、環境への負荷の少ない循環型社会へ転換を図る必要があります。さらには、社会を支える経済の持続的な発展が求められ、環境保全により経済が停滞することなく環境保全と経済発展が上手く循環する取組が必要です。

本計画では、県民が豊かな自然環境にふれながらその恵みを受けることができるとともに、 持続的な発展を続ける活力ある島根の実現を目指します。

5. 計画の基本目標

基本理念を実現するための基本目標を以下のとおりとします。基本目標は、現状と課題を踏まえ、5つの分野に分けた「分野別目標」と、各分野に横断的に関わる「分野横断的目標」に分け設定します。



5-1.分野別目標

人と自然との共生の確保

本県には、全国に誇れる多様で豊かな自然が多く残されており、この自然から多くの恵を享受するとともに、将来の世代へよりよい状態で引き継いでいかなければなりません。

また、県内の野生生物の多様な生態系の健全性を維持するためにも、自然の中の生物と相互に良好な関係を保つ必要があります。

また、森林・農地・漁場などの有する環境保全機能を維持、回復するとともに、豊かな自然とふれあえる水辺空間や良好な景観の保全など、快適な生活空間の形成が求められます。

安全で安心できる生活環境の保全

私たちを取り巻く環境は、水や大気、土壌など様々な要素から構成されています。

しかし、私たちは高度経済成長以来、自然環境の自浄能力を超える大量生産・大量消費によりこれらの環境への負荷を増大させてきました。さらに、豊かな生活を求めるため、化学物質や放射性物質など、使い方によって環境はおろか人体に悪影響を与える物質についても、その消費を拡大しており、私たちの生活環境そのものへの影響も懸念されています。

私たちには、健全で、真に豊かで安全な環境を確保し、より良い状態で将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、日々の生活や事業活動を見直し、一つひとつの活動から排出される環境への 負荷をできる限り低減することや、経済活動における環境への負荷が自然の自浄能力の範囲内 となるよう努力を続けることで、環境負荷の少ない、県民一人ひとりが安全で安心できる生活 環境とすることが求められます。

地球環境保全の積極的推進

地球の温暖化、酸性雨*、オゾン層*の破壊などの地球環境問題は、その影響が国境を越えて 地球的規模に広がっています。既に、地球温暖化による海面上昇や災害の激甚化など、私たち の生活に直接的な悪影響が及んでいます。

地球環境問題は、人類が将来にわたって持続的に発展していくために、力をあわせて解決していかなければならない緊急かつ重要な課題です。

これらの問題は、私たちの生活スタイルや産業活動に起因したものであり、家庭における 日々の生活のありかたや、事業内容などを見直し、できるところから確実な取組を進めるとと もに、地球環境への負荷が少ない社会システムの構築など、抜本的な対策が必要です。

また、地球環境を守るためには世界の国々と連携・協力して取り組むことが重要であり、本県の環境に関する技術、情報、経験などを生かした国際交流・協力により、地球環境保全への取組を推進する必要があります。

環境への負荷の少ない循環型社会の推進

私たちが日々の生活や事業活動を営むことにより、廃棄物が発生します。科学技術の発展や 進歩は私たちの生活を豊かにしましたが、同時に大量の廃棄物を発生させ、焼却による二酸化 炭素排出量の増加など、地球環境に多大な負荷を与えてきました。

廃棄物を削減するためには、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては適正に処理するとともに、再使用、再生利用するなど、廃棄物を資源として捉え、循環利用を進めていくことが求められます。

そのためには、大量生産、大量消費、そして大量廃棄型の従来の社会のあり方や県民のライフスタイル、事業活動を見直し、社会における物質循環を確保することで、循環型社会の構築を目指す必要があります。

また、森林などのバイオマス**資源を有効に活用することも循環型社会の構築に資する取組であり、地域振興にもつながることが期待されます。

環境保全と経済発展の好循環の推進

地球温暖化対策をはじめとする環境制約の高まりにより、事業者の経営戦略や市場ニーズが変化しています。こうした変化をチャンスととらえ、環境に関連する産業等の振興や環境に配慮した生産活動などにより経済が活性化し、さらに環境がよくなるという好循環の関係を構築することが期待されます。

また、この好循環を実現するためには、環境関連商品・サービスの市場の活性化が必要であり、消費行動促進のための情報発信や仕組みづくりが求められます。

5-2.分野横断的目標

環境保全に向けての参加の促進

環境保全活動をより実効性高いものとして推進するためには、県民・事業者・行政といった 各主体が連携し、協働で取組を推進することが求められます。既存の環境保全活動を継続する とともに、そこに多くの主体が参加できる仕組みづくり・ネットワークづくりが重要です。

また、体験学習等を通じて子どもたちの環境教育を積極的に推進し、島根県における次代の環境保全を担う人材として育成することが求められます。

| 共通的・基盤的な施策の推進

県の環境を保全していくためには、その土台となる土地利用について、計画的かつ適正に推進することが求められます。また、常に大気や水などの環境を測定・監視することにより、環境の変化を速やかに察知し、的確な保全対策を実行することが重要です。

そして、これらの環境に関連する情報を整理・集約し、県民や事業者等が利用しやすい形で 提供することにより、環境保全活動のさらなる促進を図ります。

6. 計画の構成

この計画では、第1章で近年の環境をめぐる動きや旧計画の目標達成状況などを基に本県における環境の課題を明らかにしています。そして、それらを踏まえた計画の基本理念や基本目標などを示し、さらに計画の役割や位置付けを示しています。第2章では基本理念や基本目標を実現するための施策展開を明らかにし、第3章でこの計画の実効ある推進を図るため、計画の推進体制や進行管理等について示しています。

7. 計画の役割

環境基本計画は、島根県環境基本条例第 10 条に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、以下の役割を担うものです。

- この計画は、環境の保全に関する既存の計画や指針等に対する上位計画として**基本的** 方向を示すものです。環境面からの配慮は、あらゆる計画や事業に不可欠な要素であることから、環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境面からの配慮を図る上での**指針**としての役割を担うものです。
- この計画は、環境の保全に関する長期的な基本目標を掲げ、これを実現するための施 策の全体像を明らかにすることにより、県民の環境の保全に対する共通認識を醸成す る役割を担うものです。
- この計画は、環境の保全に関する**諸施策を体系化する**ことにより、全体としての**有機的連携を促し**、環境行政の**総合的・計画的な施策の推進を誘導する**役割を担うものです。
- この計画は、県の環境施策はもとより、**県民、事業者、市町村、NPO等が担うべき役割や取組を示す**とともに、各主体の環境保全活動への**参加を促進する**役割を担うもの

8. 計画の期間

平成 23 年度~平成 32 年度 (10 年間)

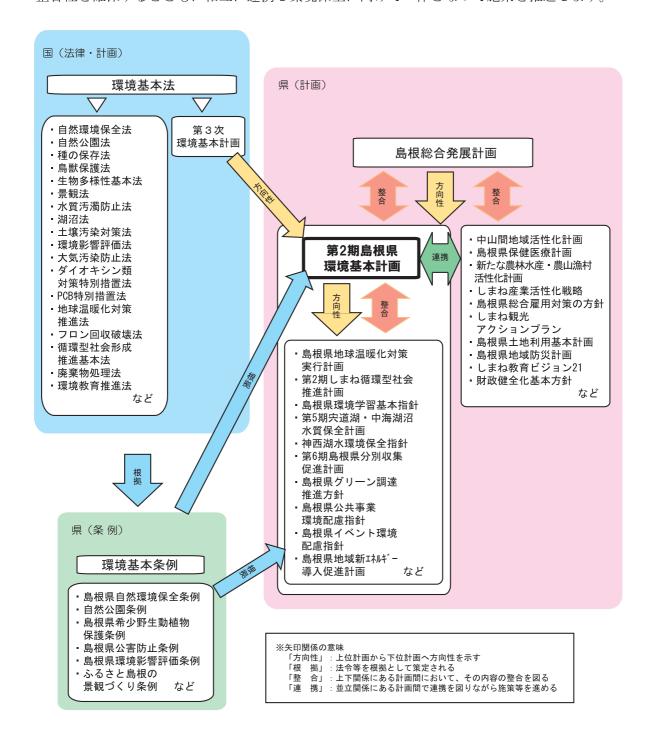
9. 計画の対象とする環境

環境の範囲は、「環境」そのものがそもそも包括的概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものですが、この計画においては、対象とする環境の範囲を、島根県環境基本条例第2条(定義)及び第9条(施策の策定等に係る指針)等を踏まえ、次のとおりとします。

- ●大気、水、騒音・振動、廃棄物などの生活環境
- ●生物、森林、水辺地などの自然環境
- ●地球的規模での気候変動や大気の組成などの地球環境
- ●自然とのふれあいや景観の形成などの**快適な環境**

10. 第2期島根県環境基本計画と 他の計画等との関連

本計画と県政全般の方向や目標等を示した「島根総合発展計画」や各分野の個別計画等とは、整合性を確保するとともに相互に連携し環境保全に向けて一体となって施策を推進します。



11. 各主体の役割

基本目標を実現するためには、すべての主体が環境保全活動に参加して環境に配慮した行動 に取り組むことが必要です。

そこで、基本目標の実現に向けて、県、市町村、事業者、県民、NPO 等のそれぞれが担うべき役割について明らかにします。

県の役割

県は、基本目標の実現に向けた各種行政施策を適切かつ効果的に推進するとともに、事業者、消費者としての立場から環境負荷の低減の取組を率先して実行します。

また、県民や事業者が自主的・積極的に、環境保全活動に取り組める仕組みづくりを行い、環境情報の提供、環境教育・環境学習の推進を図ります。

そして、これらの取組が、基本目標の実現に向けて寄与していることを確認し、必要に応じて取組の見直しを行うなど、この計画の適切な進行管理を行います。

さらに、市町村との連携を図るとともに、県民、事業者、NPO等との協働を進めます。

市町村の役割

市町村は、基礎的自治体として県民や事業者と日常的に深い関わりを持つことから、地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っています。

このため、地域における各種環境計画の策定等によって、地域特性に応じた目標や事業の方向等を明らかにすることが必要です。また、県との連携による環境保全施策の実施や県民、事業者の自主的・積極的な取組を支援していくことなどが求められます。

また、市町村も事業者、消費者としての立場から、事務・事業全般にわたる環境負荷の低減の取組を率先して行うことが求められます。

事業者の役割

事業活動は、経済活動の中で大きな部分を占めており、その事業活動の実態に応じた環境への負荷を低減する取組が重要です。事業者の社会的責任、事業活動の持続可能性といった観点から環境配慮型経営への転換を図るとともに、新たなビジネスチャンスとして環境分野への参入や優れた環境技術による競争力の強化など、環境への取組を事業経営の発展にいかしていく視点も期待されます。また、地域での環境保全活動に参加・協力するなど、自主的・積極的な取組も期待されます。

県民の役割

私たちの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、一人ひとりが生活様式を見直すことにより、日常生活に起因する環境への負荷低減に向けて身近なところから行動し、さらには、地域での環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。

こうした活動は、様々な人達との出会いの機会となったり、家計の節約になるなど、私たちの生活に潤いや豊かさをもたらすものであり、楽しみながら実践していくことが効果的です。

NPO等の役割

NPO 等は、それぞれの専門性や個別性をいかし、行政では対応できないきめ細やかで柔軟な活動を行うことができます。こうした特性をいかし、自主的・積極的な活動を一層進めることが期待されます。

さらに、他の NPO 等、行政、事業者との連携・協働によって、新たな地域環境づくりを進めることが期待されます。

12. 環境の将来像

この計画の目指している基本目標は長期的な目標であり、平成 32 年度までの計画期間は、 この目標を達成するための第1ステップです。したがって、この計画を着実に実行するととも に、将来にわたって継続的に計画の見直しや改善を行い、長期的に取り組んでいく必要があり ます。

この計画が展望している 21 世紀において、豊かな環境が守られ、はぐくまれ、持続的に発展 している活力あふれる県土の姿として、この計画が目指している環境像を次のように描きます。

〈豊かな自然を守り、はぐくむ島根〉

緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、また、四季が織りな す恵まれた自然環境の中で一人ひとりが生活の豊かさを享受して暮らしています。

日本有数の水質を誇る高津川をはじめとして、江の川や宍道湖、中海などの豊かな水系、 日本海や中国山地の山々には、多様な動植物が繁殖する一方、各保護対策により県民生活と 上手く調和しており、隠岐の島々などの美しい景観は県民に潤いと安らぎを与えています。

幼稚園から大学にいたるまですべての学校種において環境教育はすっかり定着しており、 子どもたちは、本県の豊かな自然を体験する事で、環境保全の大切さを学んでいます。地域 では、社会教育施設などにおいて、NPO 等や行政との連携により環境に関する講座や発表 会などが毎週のように行われ多数の人がつめかけており、住民参画による環境保全の地域づ くりへとつながっています。

〈持続的に発展する活力ある島根〉

人々の日常生活においては、3Rをはじめとした廃棄物を出さない取組はすっかり浸透し、 レジ袋を置いている店舗はめずらしくさえなりました。また、環境にやさしいことが商品購 入の第一条件となるなど県民の環境保全意識が高まる一方です。多くの事業者は、持続可能 な社会システムづくりの一翼を担っており、廃棄物のリサイクルなどにより最終処分量をゼ 口にする取組や高効率の省エネ・新エネ機器の導入が進んでいます。

中山間地域や農山漁村では、農林水産業の従事者により水資源の涵養や二酸化炭素吸収などの公益的機能が保全され、また、豊かな森林から生まれるバイオマスを活用した資源循環の仕組みが構築されています。都市部では、集約型のまちづくりや自転車、歩行者の利用に配慮した道路整備などが進んでいます。まちなかで見かける自動車の大部分がクリーンエネルギー自動車*となり、電気自動車用急速充電器などのインフラ整備が着々と進展しています。

古代から受け継がれてきたかけがえのない自然が、県民一人ひとりによって守り、はぐくまれ、引き継がれていることが、本県に暮らす全ての人々の誇りとなっています。本県は、日本で一番暮らしやすい県といわれるようになり、県内の自然、伝統、文化を目当てに県外から多くの観光客が訪れるだけでなく、このすばらしい環境の中で生活することを望み定住する人が増え、地域の元気が生み出されています。

そして、さらに次の世代へ豊かな自然環境を引き継ぎ、持続的に発展できる社会を目指して地域づくりが続けられています。



豊かな環境を守り、はぐくみ持続的に発展する活力ある島根

エコツリー

環境基本計画の推進イメージを、「エコツリー」で示します。

「幹」は、計画の全体的な目標である「基本理念」。

「実」は、基本理念を実現するための「基本目標」。

「葉」は、幹や実を成長させるための「基本施策」。大きな葉は「重点施策」。

「根」は、基本施策を実行していく 「各主体」。

県民やNPO等、事業者、島根県、市町村などの主体が連携して、環境保全活動という栄養などを提供することで、エコツリーは大きく成長し、島根県の環境が守られます。

